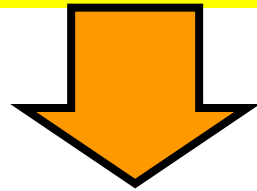


ゆうパックを使用して 新型コロナウイルス検査用検体 を輸送する場合の注意事項

梱包を行う前に以下の内容をご確認していただくようお願いいたします

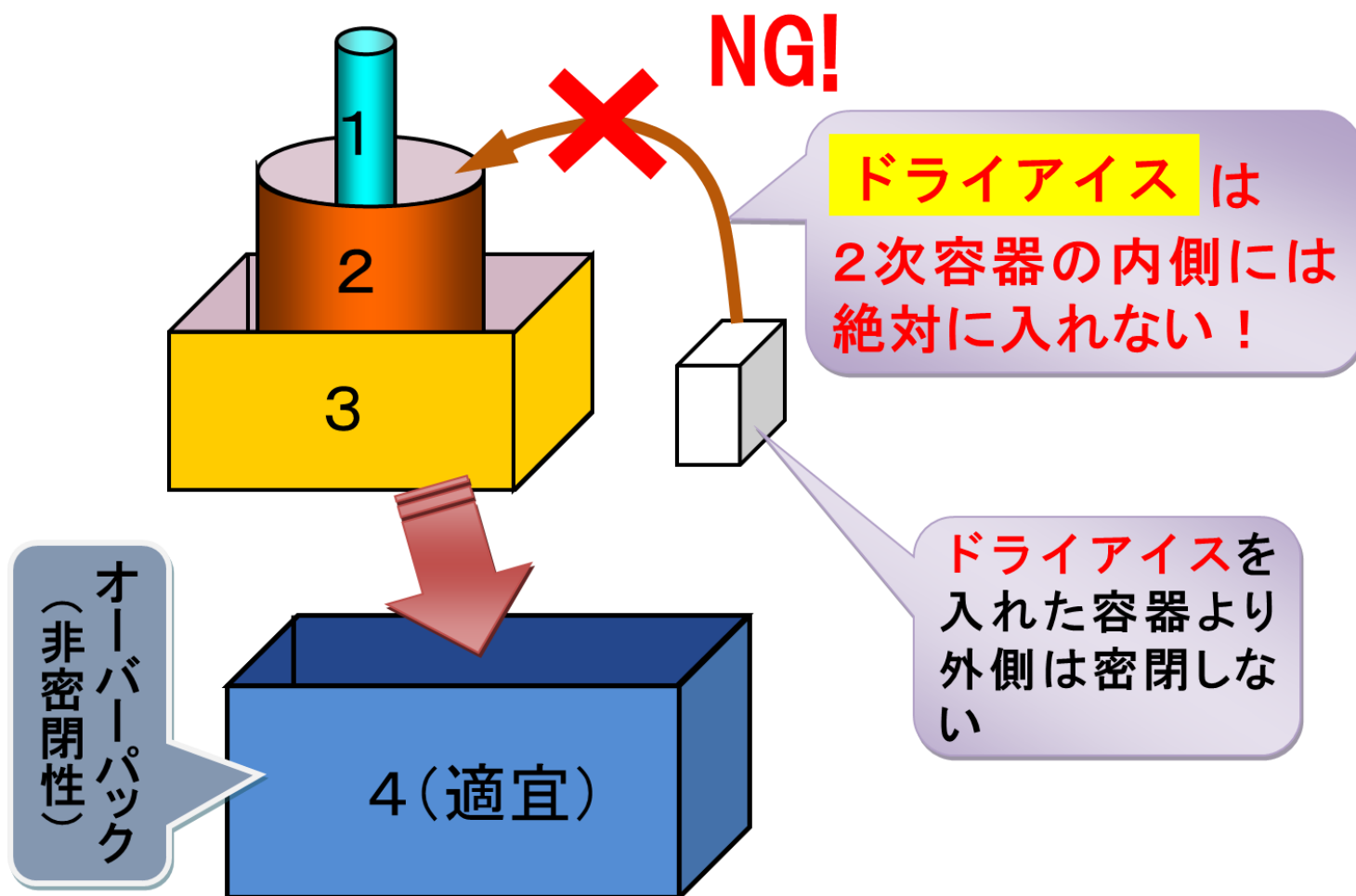
荷送人責任

梱包の誤りによる事故等の責任は
荷送人にあります



1. 漏れない梱包
2. 容器表面を汚染しない
3. 万一のことを考える
4. ルールを守る

2次容器の内側には絶対に ドライアイスを入れないこと！



—対象となる臨床検体・病原体について—

新型コロナウイルス検査対象のすべての 臨床検体・病原体が対象となります。

厚生労働省からの通知「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について（令和2年4月14日付、健感発0414第6号）」では、感染症発生動向調査事業等において取扱う臨床検体・病原体が対象となっています。この事業等において臨床検体・病原体をゆうパックを使用し、輸送する場合の遵守事項が、「（別添）貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の包装に関する遵守事項」に示されています。

このため新型コロナウイルス関連の検査においても、ゆうパックを使用して輸送するすべての臨床検体・病原体は別に示す包装手順で梱包が必要となります。

関係者各位には大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。